

法人税の額から控除される特別控除額に関する
明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

別表六(二十) 平二十四・四・一以後終了事業年度分

法人税額超過額の計算						
当期税額控除可能額	1	(71の①)	円	法人税の額から控除される特別控除額 (1)と(2)のうち少ない金額	3	円
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	2			法人税額超過額 (1) - (3)	4	
法人税額超過構成額の明細						
指法第42条の13第1 項各号の該当号等	事業年度又は連結事業年度			当期税額控除可能額	法人税額超過構成額	
				①	②	
第1号	前期繰越分	・	・	5	総額	円
		・	・	6	特別	
		・	・	7	総額	
		・	・	8	特別	
		・	・	9	総額	
		・	・	10	特別	
		・	・	11	総額	
		・	・	12	特別	
		・	・	13	総額	
		・	・	14	特別	
		・	・	15	総額	
		・	・	16	特別	
		計		17	総額	
				18	特別	
		当期分		19	総額	別表六(六)「9」
				20	特別	別表六(六)「16」
		第2号	前期繰越分	・	・	21
・	・			22		
・	・			23		
・	・			24		
・	・			25		
・	・			26		
計				27	別表六(七)「13」	
当期分		28	別表六(七)「5」			
第3号	当期分		29	別表六(八)「17」		
第4号	前期繰越分	・	・	30		
		・	・	31		
		計		32	別表六(十一)「20」	
当期分		33	別表六(十一)「15」			
第5号	前期繰越分	・	・	34		
		・	・	35		
		計		36	別表六(十二)「19」	
当期分		37	別表六(十二)「14」			
第6号	前期繰越分	・	・	38		
		・	・	39		
		・	・	40		
		・	・	41		
		計		42	別表六(十四)「21」	
当期分		43	別表六(十四)「16」			
第7号	前期繰越分	・	・	44		
		・	・	45		
		計		46	別表六(十六)「21」	
当期分		47	別表六(十六)「16」			
第8号	当期分		48	別表六(十七)「10」		
平成24年 改正前の 第7号	前期繰越分	・	・	49		
		・	・	50		
		・	・	51		
		計		52		
当期分		53	別表六(十五)「19」			
平成23年12 月改正前の 第4号	前期繰越分	・	・	54	別表六(十五)「14」	
		・	・	55		
		計		56		
当期分		57	別表六(十)「20」			
平成23年12 月改正前の 第7号	前期繰越分	・	・	58	別表六(十)「15」	
		・	・	59		
		・	・	60		
		計		61	別表六(十三)「19」	
		当期分		62	別表六(十三)「14」	
震災特例法 第17条の2 第2項若しくは 第3項又は 第17条の2 の2第2項若しくは 第3項	前期繰越分	・	・	63	別表六(十三)「29」	
		・	・	64		
		・	・	65		
		計		66		
当期分		67				
震災特例法第17 条の3第1項又は 第17条の3の 2第1項	当期分			68	別表六(十八)「21」	
				69	別表六(十八)「16」	
合計			70	別表六(十九)「10」		
			71		(4)	

別表六（二十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成24年改正法附則第23条（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定、平成23年12月改正法附則第63条（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は平成23年12月改正前の措置法（以下「平成23年12月旧措置法」といいます。）第42条の13（平成23年12月旧措置法第42条の7第2項、第3項又は第5項（事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）に係る部分に限ります。）（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税額超過構成額②」の各欄には、「法人税額超過額4」の欄に記載された金額が控除可能期間（措置法第42条の13第1項又は平成23年12月旧措置法第42条の13第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に措置法第42条の13第1項又は平成23年12月旧措置法第42条の13第1項に規定する法人税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- 3 「平成24年改正前の第7号」の各欄は、平成24年改正法附則第22条第1項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法第42条の10第2項又は第3項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 4 「平成23年12月改正前の第4号」の各欄は、平成23年12月改正法附則第55条（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月旧措置法第42条の5第2項又は第3項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 5 「平成23年12月改正前の第7号」の各欄は、平成23年12月旧措置法第42条の7第2項、第3項又は第5項の規定の適用を受ける場合に記載します。